

◎新潟県告示第1422号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本明町地区	見附市明晶町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本地区	長岡市栃堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）